

内閣参質一六六第二三号

平成十九年四月十三日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 扇千景殿

参議院議員大田昌秀君提出石垣島の土地バブル等への対応策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員大田昌秀君提出石垣島の土地バブル等への対応策に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄県石垣市の地価の状況については、平成十九年地価公示によれば、商業地の対前年変動率が平均で上昇に転じたが、これは石垣市等の観光振興の取組により利便性、収益性等が高められたこと等を反映したものと考えている。また、沖縄振興の取組に当たっては、沖縄振興計画を踏まえ、自然環境の保全に配慮しつつ、総合的かつ計画的な振興が図られているものと認識しているが、今後とも、地域の自然等と人々の生活、経済活動等が調和した土地利用がなされること等を通じて、自然環境の保全に配慮がなされなければならないと考えている。

二について

景観の保全・形成については、平成十六年に景観法（平成十六年法律第二百十号）が制定され、景観計画を策定した場合には、当該景観計画区域内で建築物の建築等の行為をしようとする者は景観行政団体の長へ届出をしなければならないとされている。当該景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、このような行為のうち条例で定めたものについて、景観計画に定められた建築物等

の形態意匠の制限に適合しない場合には、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずること等がで
きることとされている。政府としては、このような制度の活用に関し、必要に応じ、技術的助言を行つて
まいりたいと考えている。

三について

沖縄県は、離島県であり、東西約千キロメートル、南北約四百キロメートルの広大な海域に多くの離島
が散在していること、台風常襲地帯であることなど、特殊な諸事情を抱えている。

このような沖縄の状況を踏まえ、沖縄の振興策については、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十
四号）において、沖縄振興計画に基づき沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展
に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する旨が規定されている。

また、離島地域の振興策については、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）において、産業基盤
及び生活環境の整備等が低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振
興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福
祉の向上を図っていく旨が規定されている。

政府としては、沖縄振興特別措置法及び離島振興法に基づいて、今後とも、地域の要望を踏まえ、産業基盤及び生活基盤の整備等、沖縄を始めとした離島地域の支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えている。

C

O